

※交付要綱第4条 別表

令和5年度低公害車導入促進助成事業の概要

1 助成対象車両

車両総重量2.5トン超の下記車両のうち、令和6年3月8日までに登録が完了する車両を助成対象とする。※初度登録の車両。

- (1) 天然ガス自動車
 - (2) ハイブリッド自動車
 - (3) 天然ガス自動車（使用過程にあるディーゼル車からの改造）
- ※バイフューエル車は、天然ガス自動車として助成対象とする。

2 申請受付期間

令和5年4月3日～令和6年1月31日

※上記期間内であっても、予算に達した場合は、その時点までとする。

なお、4月～6月の登録車両に限り事後の申請を認める。

3 助成率・助成額

◎天然ガス自動車（新車） 価格差の1/6 (単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協	計
2 t クラス	<u>730,000</u>	<u>122,000</u>	50,000	<u>172,000</u>
4 t クラス	<u>2,750,000</u>	<u>459,000</u>	50,000	<u>509,000</u>

※バイフューエル車の助成額は、全ト協・県ト協それぞれ50,000円とする。

◎ハイブリッド車（新車） 価格差の1/8 (単位：円)

最大積載量	価格差	全ト協	県ト協	計
2 t クラス	<u>770,000</u>	<u>97,000</u>	50,000	<u>147,000</u>
4 t クラス	<u>2,680,000</u>	<u>335,000</u>	50,000	<u>385,000</u>

◎天然ガス自動車（新車） 定額助成 (単位：円)

車両総重量	全ト協
2.5 t クラス	1,000,000

◎ハイブリッド自動車（新車） 定額助成 (単位：円)

車両総重量	全ト協
2.5 t クラス	300,000

◎電気自動車（新車） 定額助成 (単位：円)

車両総重量	全ト協
2.5トン超	300,000

4. 交付要綱

別紙「低公害車導入促進助成金交付要綱」のとおり。